

令和7年度「公益財団法人相山奨学会」大学奨学生募集要項

1 目的

大学の修学を援助し、有為な人材の育成を図る。

2 奨学生の資格

奨学生は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 富山県立水橋高等学校または富山県立富山北部高等学校を卒業し、大学に在学する者
- (2) 心身ともに健康で向学心に富む者
- (3) 学資の支弁が豊かでない者

3 奨学金の額及び給付期間等

- (1) 奨学金は、年額12万円とし、1か年を2期に分けて交付する。
- (2) 給付期間は、4月1日から翌年の3月31日の1か年とする。
- (3) 奨学金交付の継続を希望する者は、1年毎に継続申請を行う。
- (4) この奨学金は給付型（返還不要）とする。

4 奨学生の定員及び採用

- (1) 奨学生の定員は、大学生12名程度の予定。
- (2) 奨学生の採用は、出願のあった者について所定の審査を経て学校長が推薦し、公益財団法人相山奨学会の理事会において決定する。

5 出願手続

(1) 必要書類

- ①「大学奨学生願書」（本校職員室で受け取るかホームページからダウンロードする。）
- ②「在学証明書」（大学が発行するもの）
- ③保護者（両親）の所得証明書（令和6年度分・最新のものの原本）
- ④令和6年分源泉徴収票のコピー（給与所得）又は確定申告書のコピー（自営業所得・雑収入等）

(2) 出願期間 令和7年4月1日（火）～11日（金）必着

(3) 提出先 〒931-8558 富山市蓮町4-3-20
富山県立富山北部高等学校 公益財団法人相山奨学会係（郵送可）
電話 076-437-7188

6 奨学生の異動届出

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人又は保護者の氏名・住所など重要な事項に変更があったとき。

7 奨学金の停止

奨学生が、前条(1)・(2)に該当する場合及び奨学生として著しく適格を失する場合は、奨学金の給付を停止することがある。